

## ●働き方改革の実務相談会について

◇年次有給休暇の5日取らさないといけないっていうけど、どうやって管理するの？

◇求人を出しても、まったく応募がなくて困っている。どうすればいい？

◇兼業・副業の社員の労働時間の管理は？

経営者の皆さん、こんなお悩みありませんか？専門家である社会保険労務士さんに聞いてみましょう。秘密厳守、相談は無料です。ぜひこの機会に聞いてみましょう。

日 時：2月21日（火）、3月7日（火） 各日とも13時～16時

場 所：小松島商工会議所 会議室 費 用：無料（当日の相談に限ります）

講 師：特定社会保険労務士 玄番芳江 氏

申込・問合せ先 小松島商工会議所 TEL 0885-32-3533

## ●徳島県物価高騰対策応援金について

### ○申請期間

2023年2月28日（火）まで

### ○給付対象者

県内に事業所を有する中小法人・個人事業者（フリーランスの方を含む）

※農業や漁業、NPO法人等も対象となります。

### ○給付要件

「営業利益要件」、「売上要件」の2つの要件があり、どちらか一方を選択します。

#### ・営業利益要件

対象月の仕入原価等（※1）が、基準期間の任意の同じ月（基準月）の仕入原価等と比較して増加し、営業利益（※2）が「30%以上」減少していること。

（※1）「仕入原価等」とは、仕入原価、光熱水費、燃料費の合計をいいます。

（※2）「営業利益」とは、（売上高-仕入原価等）の計算式で算出します。

#### ・売上要件

対象月の売上金額が、基準期間の任意の同じ月（基準月）の売上金額と比較して「30%以上」減少していること。

### ○支給額（定額）

・法人 20万円 ・個人 10万円

### ○対象月

令和4年4月～令和4年11月のいずれかの月

### ○基準期間

平成31年4月～令和元年11月、令和2年4月～令和2年11月

令和3年4月～令和3年11月のいずれかの期間

### ○詳細は次のホームページでご確認いただけます

「徳島県物価高騰対策応援金」事務局ホームページ

(<https://tokushima-bukkataisakuouenkin.jp/>)